

令和2年 第5回 安中市農業委員会会議録

1 開催日時 令和2年5月25日(月) 午後1時30分～午後2時36分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 上原 正孝	2番 丸山 征二	3番 山田 茂
	4番 宮口 太郎	5番 森泉 壽義雄	6番 白石 隆
	7番 内田 忠雄	8番 磯貝 俊夫	9番 大沢 秀夫
	10番 上原恵美子	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 佐藤 恒雄	14番 飯野 優	15番 宇佐美幸雄
	16番 上原 見徳	17番 竹内 佳重	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 安中市登録空家等に付随する農地の指定申請について

日程第 7 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	上原 充	庶務兼農業振興係長	山田 幸則
農地係長	茂木 浩之	農地係	真下 貴光
農業振興係	五十貝 遼		

会議の概要

議長 ただいまから令和2年第5回農業委員会総会を開会します。

出席委員は17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 それでは、7番、内田忠雄委員・9番、大沢秀夫委員両氏を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。9ページを御覧ください。

令和2年4月27日開催の第4回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係1件、5条関係26件につきましては、令和2年5月20日付で許可書を交付いたしました。

10ページを御覧ください。現況証明の4月分の取扱いについてですが、1件、1筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付いたしました。

続きまして、別紙でお配りしたA4で1枚紙の令和2年度第5回総会報告案件一覧を御覧ください。群馬県農業会議の第2回常設審議委員会が5月20日に前橋市の農協ビルで開催され、竹内会長が出席しました。常設審議委員会が終了後、第1回農業会議理事会が開催され、同じく竹内会長が出席しました。

また、令和2年第1回安中市議会臨時会が5月13日に開催されました。一覧のとおり承認が3件、議案が4件提出され、議案全てが採択されました。

報告は以上です。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和2年5月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第1号、農地法第3条の申請は議案書1ページ記載の3件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いいたします。

1 番。

1 番委員 1 番です。議案第 1 号の第 3 条の 1 番でございます。これは場所的には〇〇ということなのですが、地目はこれは田んぼになっているのですが、何でここが田んぼになっているか不思議なのです。物凄く高いところなのです。だから、ずっと、何年ぐらい前なのですか、分からないのですが、土を恐らく盛ったのではないかと思います。田んぼとしては使えないところなのです。この受け人のほうが〇〇さんがすぐ後ろに住まいしているのです。それで、家族がちょっと〇〇とかどこかで遠いのですが、〇〇さんのは〇〇さんのところへ出向いて野菜を作るといことなのです。そういうことで、特にほかに転用するということではなくて、農地として使うということなのです。特に問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

議 長 ほかにございますか。

8 番。

8 番委員 8 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条関係の 2 番でございます。こちらは受け人がもともと譲渡人のほうから借りて作っている畑でございます。県道沿いにありまして、よく耕作されております。このたび譲渡人のほうの土地と交換ということで、次の第 3 号のところの 1 番に出てくるところ、第 3 号の 5 条関係の 1 番に出てきますので、これと同じ関係で交換というふうになりますので、問題ないと思います。審議の参考をお願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

1 6 番。

1 6 番委員 農地法第 3 条の 3 番です。場所的には受け人の方の近所、歩いて行けるようなところでありまして、現状は完全に耕作はしていないような形なのですが、これから耕してやるのかなと思われます。ご参考によろしくお願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 なければ、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。それでは、お諮りします。議案第 1 号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から3番の3件、以上合計3件を付託します。
次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和2年5月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第2号、農地法第4条の申請は議案書2ページ記載の1件です。受理した申請書は、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方お願ひします。

15番。

15番委員 15番です。議案第2号の農地法第4条関係の番号が1番です。申請の土地は、西側に道路が面しておりまして、あと残りの3方向は全て宅地に囲まれております。特に影響があるところではないと思われまますので、よろしくご検討のほどお願ひいたします。

議長 他にございますか。

委員 なし。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班と審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、2班に1番の1件、以上1件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議につい

てを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和2年5月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

続きまして、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。

令和2年5月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第3号、農地法第5条の申請は議案書3ページから5ページ記載の19件、計画変更の申請が議案書6ページ記載の2件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方お願ひします。ないですか。

5番。

5番委員 5番です。5条の14番、16、17、18番についてでございますが、まず14番なのですが、これは道路が二股に分かれるところの一番その股にあるところの土地で、耕作はしばらくされておりません。その周辺は渡し人の宅地です。それも含めて事業を行うということでありまして、この土地について特に他の農地等の影響は全く問題ないと考えられます。

それから、16なのですが、16、17、これは地続きの土地ですので併せて説明します。この土地は南側に道路があつて、南側のその道路の反対側は竹林です。相当荒れた竹林なのですが、この申請に出た2件の裏側の畑はこの渡し人の土地でございます。その裏側はもう農家の宅地になっておりますが、そういうことから考えますと、全くこれも発電用地として他の影響もなく、問題ないと考えております。

それから、18番です。これは県道の南側に位置するのですが、委員会でも何回かあの周辺は何度も行っている場所なのですが、周辺は太陽光発電、特にその南側、東側に少し耕作している畑があるのですが、その土地は全く耕作されておりません。周辺がもう太陽光発電ので進んでおりますので、やむを得ないといひますか、他農地への影響等はないと考えておりますので、審査の参考にしていただきたいと思います。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

3 番。

3 番委員 3 番です。5 条関係の 4 番です。この場所は国道 18 号の〇〇の北に入っていたところの県道のすぐ東になるので、西から、県道から分譲して、あと東は〇〇から分譲されてきて、一角その場所だけ残されて、どうして細長く残っているのはおかしいなと思ったのですけれども、残されています。これ問題ないと思います。

9 番です。これは譲受人の住宅が東側にありまして、北は道がありますので、これも問題ないと思います。

10 番です。北と東に道がありまして、西は太陽光、南の畑は一段下がっているところでありまして、これも問題ないと思いますので、審議のご参考にしてください。

議 長 ほかにございますか。

2 番。

2 番委員 2 番です。農地法第 5 条の 11 番です。こちらの土地は道路と宅地に囲まれた土地になりまして、周辺農地への影響は少ないと考えられます。

また、計画変更の 2 番なのですが、こちらもやはり道路と宅地に囲まれた土地で、周辺農地への影響は少ないと思われます。審議の参考をお願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

8 番。

8 番委員 8 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条関係の 1 番と 2 番になります。1 番につきましては、先ほど 3 条の 2 番と関連しておりまして、受け人と譲渡人が土地の交換ということで問題ないかなというふうに思われます。

2 番でございますが、これは〇〇というところで、〇〇の北側になって山の中です。周りも大分もうソーラーになっておりまして、この農地につきましてもちょっと耕作がしにくいというところであるし、また周りもみんなソーラーになっておりますので、周辺に与える影響ないかなというふうに思われますので、審議の参考をお願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

11 番。

1 1 番委員 1 1 番。3号議案5条7番ですが、これは計画変更の1番もそうなのですが、1番で、平成9年2月20日にこれは許可を得ているのですが、計画変更で取り下げているところで、再度今度7番で出てきた土地なのですが、その土地は〇〇踏切から400メートルぐらい南、〇〇から500メートルぐらい西方になる場所なのですが、北側が道路、それから東側がまた道路ということで、他の農地に対する影響はないと思われます。特に問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにございますか。
6番。

6番委員 議案第3号、農地法第5条関係の12番ですが、これは西側に道路がありまして、北側と南側に住宅がございまして、その東側にはかなり段差があるのですが、田んぼがありますが、特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 7番。

7番委員 7番です。5条関係の6番と8番についてですが、6番については、この申請地は墓地と道路、原野に囲まれた農地であり、墓地の駐車場用地として使用するという申請ですので、問題はないと思います。

8番についてですが、この農地は〇〇の裏山にある中の農地で、農地と山林の混在する中の農地であり、この申請地の南側は既に太陽光発電になっていますので、審査のほどよろしくお願ひします。

議 長 ほかにございますか。
14番。

14番委員 14番です。第5条の19番です。南側に県道が通っておりまして、先月4月の農転で西側の1区画が同じ土地から許可が出ておりまして、今回その東側の2区画の分譲ということで許可申請が出ておる土地でございます。周辺農地に影響を与えらと思われませんので、審議の参考によろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ほかにございますか。
16番。

16番委員 16番です。農地法第5条の3番と5番なのですが、3番は、東側ですか、が市道がありまして、それに面した土地なのですが、周りには耕作してい

る土地はなく、資材置場ということで問題ないと思われま

す。また、5番なのですけれども、〇〇という滝のほうへ行く道沿いの場所になります。その道と東側にも山へ入っていくような舗装された道がある、その間に挟まれた場所になります。周りは耕作しているようなところはなく、周りの畑等もなく、問題ないと思われま

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 ないようでしたら、17番。

17番委員 17番からは農地法第5条関係の13番と15番についてご説明させていただきます。

13番については、この場所は県道の安中線からそこに1件ちょうど宅地があって、その宅地の裏側になります。ここは全体的に耕作放棄地が多いところなので、この場所でちょうど太陽光ということで、ほかの農地については問題ないと思われま

す。それから、15番については、これについても耕作放棄地になってはいますが、この周りが宅地であります。道に面した部分が西側になるのですが、ほかは宅地に囲まれた場所でありますので、ほかの農地には影響ないと考えられますので、よろしくお願

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 なければ、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思います

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から5番の5件、2班に6番から11番の6件、併せて計画変更1番、2番の計8件、3班に12番から19番の8件、以上合計21件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2 : 0 9)

(書類審査)

(再開午後 2 : 2 7)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、議案第 1 号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長 1 5 番です。1 班に付託されました議案第 1 号、農地法第 3 条の関係は、1 番から 3 番まで 3 件であります。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであります。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 報告は終わりました。

これより議案第 1 号に対する質疑を行います。ございませんか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第 1 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第 2 号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。

2 班。

2 班班長 8 番です。2 班に付託された議案第 2 号、農地法第 4 条関係は、1 番の 1 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 2 号に対する質疑を行います。質疑ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号に対する書類審査の結果について各班から報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託されました議案第3号、農地法第5条関係は1番から5番まで5件であります。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議長 2班。

2班班長 8番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は6番から11番の6件及び計画変更1番から2番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 3班。

3班班長 14番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、12番から19番の8件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第4号、安中市登録空家等に付随する農地の指定申請についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について。農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定により定める別段の面積の設定について、農業委員会の承認を求める。

令和2年5月25日、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農地取得下限面積（別段の面積）。農地法施行規則第17条第2項の適用について。区域、安中市〇〇ほか3筆。下限面積、1アール。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

事務局 説明のほう補足させていただきます。今回申請に上がってまいりました対象の空家と農地の所有者は〇〇さんという方になりますが、こちらの方は平成25年に亡くなっておりまして、実際に申請を上げておられるのは、〇〇さんという方で、相続人の方になります。現在は〇〇市の〇〇町〇〇にお住まいです。対象の土地の位置につきましては、別紙の資料で、登録空家に付随する農地の指定申請について、参考図ということで、2枚の資料なのですが、配らせていただきました。場所につきましては、1枚目に位置図ということで大まかな位置図のほう示させていただきまして、最寄りの公共物が〇〇小学校になりまして、そこから道路で対岸になるのですが、黒枠内のところが申請対象の農地になっております。距離で言うと、〇〇小学校から1.7キロほど離れております。以下、付近状況図①と②のほうで対象の、〇〇の〇〇番が付近状況図のほうで示されていまして、付近状況図②のほうはほか3筆と対象の空家の位置が示されております。審議の参考をお願いいたします。

以上です。

議長 説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。

12番。

12番委員 12番です。今月の21日に現地調査いたしました。記載されています4区画の農地につきましては、それぞれ隣接はしていませんが、当該空家住宅と比較的近い位置にありまして、歩いて行ける距離に位置しております。それと、土地の環境なのですが、すぐ耕作はできるような環境で整備されている状況であります。ということで、就農に関心がある地域移住者を呼び込むために下限面積を1アールに設定することは適当であるかなと考えますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 なければ、本案について説明終わりました。いいですね。

それでは、質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について、農地の指定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、安中市登録空家等に付随する農地の指定申請については、原案のとおり農地の指定することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

事務局 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和2年5月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積計画は、議案書8ページ記載の2件です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。ないですか。

委 員 なし。

